

○中間市地域公共交通会議設置要綱

平成26年 4月 1日告示第65号

改正

平成26年 5月 1日告示第85号

中間市地域公共交通会議設置要綱

(設置)

第1条 道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するとともに、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条第1項の規定に基づく地域公共交通網形成計画の作成及び実施に関する協議及び地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（平成23年3月30日国総計第97号、国鉄財第368号、国鉄業第102号、国自旅第240号、国海内第149号、国空環第103号）の規定に基づく生活交通ネットワーク計画の作成に関する協議及び実施に係る連絡調整を行うため、中間市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様、運賃、料金等に関する事項
- (2) 中間市が運営する有償運送の必要性及び旅客から受領する対価に関する事項
- (3) 生活交通の在り方一般に関する事項
- (4) 生活交通ネットワーク計画及び地域公共交通網形成計画の策定及び変更に関する事項
- (5) 生活交通ネットワーク計画及び地域公共交通網形成計画の実施に係る連絡調整に関する事項
- (6) 生活交通ネットワーク計画及び地域公共交通網形成計画に位置付けられた事業の実施に関する事項
- (7) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

(組織)

第3条 交通会議は、30人以内の委員をもって組織する。

2 交通会議の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 市長又はその指名する者
- (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者の代表者又はその指名する者
- (3) 一般乗用旅客自動車運送事業者の代表者又はその指名する者
- (4) 一般乗合旅客自動車運送事業者が組織する団体の代表者又はその指名する者
- (5) 一般乗用旅客自動車運送事業者が組織する団体の代表者又はその指名する者
- (6) 市民で組織された団体の代表者又はその指名する者
- (7) 国土交通省九州運輸局福岡運輸支局長又はその指名する者
- (8) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者又はその指名する者
- (9) 市内に存する道路の道路管理者又はその指名する者
- (10) 福岡県折尾警察署の代表者又はその指名する者
- (11) 中間商工会議所の代表者又はその指名する者
- (12) 中間市社会福祉協議会の代表者又はその指名する者
- (13) 学識経験者
- (14) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

3 前項第2号から第13号までに掲げる委員については、交通会議に代理人を出席させることができる。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 委員は、任期中であっても、前条第2項各号に掲げる身分を失った場合は、その職を失うものとする。

3 補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議の運営)

第5条 交通会議に会長を置き、市長又はその指名する者をもってこれに充てる。

2 会長は、交通会議を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故がある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第6条 交通会議は、会長が必要に応じて招集し、その議長となる。

2 交通会議は、委員の半数以上の出席がなければ、これを開くことができない。

3 交通会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

4 交通会議は、旅客の利便性を損なわないと交通会議で認められた事項については協議する場合は、書面にて開催することができる。この場合において、決定事項については、会長が書面により委員に報告を行うものとする。

5 交通会議は、原則として公開とする。ただし、開催日時、場所、議題、協議の概要、合意事項等を記載した議事概要の公開をもってこれに代えることができるものとする。

6 交通会議は、会長が必要があると認めるときは、委員以外の者に対して資料の提出を求め、又は会議への出席を依頼し、意見等を求めることができる。

7 交通会議は、地域公共交通に関する相談、苦情等に対応するものとする。

(事務局)

第7条 交通会議の業務を処理するため、交通会議の事務局を総合政策部住宅都市交通対策課に置く。

2 事務局に関し必要な事項は、市長が必要に応じて別に定める。

(監査)

第8条 交通会議は、監査委員を置くものとし、その定数は、2人以内とする。

2 交通会議の出納監査は、会長が指名する監査委員によって行う。

3 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第9条 交通会議の予算編成、現金の出納その他財務に関する事項は、市長が必要に応じて別に定める。

(幹事会)

第10条 交通会議は、次に掲げる事項を協議し、又は調整するため、必要に応じて、幹事会を設置する。

(1) 公共交通の廃止の申出に対する対応

(2) 既に実施している地域の需要に即した乗合運送サービス事業で、事業計画(大規模な休廃止等を除く。)の変更その他必要と認められる措置の変更

(3) 前2号に掲げるもののほか、交通会議の運営に当たっての必要な事項の処理

2 幹事会の委員は、交通会議の委員のうちから会長が選任する。

3 幹事会の代表は、総合政策部長をもって充てる。

- 4 幹事会は、幹事会の委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 5 幹事会において必要と認めるときは、幹事会の会議に幹事会の委員以外の者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。
- 6 第1項に規定する事項については、幹事会で協議を行い、協議された事項は、幹事会の代表が交通会議に諮り、議決を得るものとする。

(協議結果の取扱い)

第11条 交通会議及び幹事会において協議が調った事項について、関係者は、その結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(交通会議が解散した場合の措置)

第12条 交通会議が解散した場合、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が交通会議に諮り定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(中間市バス対策協議会設置要綱の廃止)

- 2 中間市バス対策協議会設置要綱(平成20年8月1日中間市要綱)は、廃止する。

附 則(平成26年5月1日告示第85号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則(平成26年12月17日告示第167号)

この要綱は、平成26年12月19日から施行する。

中間市地域公共交通会議設置要綱新旧対照表

改正後	改正前
<p>(設置)</p> <p>第1条 道路運送法(昭和26年法律第183号)の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するとともに、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号)第6条第1項の規定に基づく<u>地域公共交通網形成計画の作成及び実施に関する協議及び地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(平成23年3月30日国総計第97号、国鉄財第368号、国鉄業第102号、国自旅第240号、国海内第149号、国空環第103号)</u>の規定に基づく生活交通ネットワーク計画の作成に関する協議及び実施に係る連絡調整を行うため、中間市地域公共交通会議(以下「交通会議」という。)を設置する。</p> <p>(協議事項)</p> <p>第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 生活交通の<u>在り方</u>一般に関する事項</p> <p>(4) 生活交通ネットワーク計画及び<u>地域公共交通網形成計画</u>の策定及び変更に関する事項</p> <p>(5) <u>生活交通ネットワーク計画及び地域公共交通網形成計画</u>の実施に係る連絡調整に関する事項</p> <p>(6) <u>生活交通ネットワーク計画及び地域公共交通網形成計画</u>に位置付けられた事業の実施に関する事項</p> <p>(7) (略)</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 道路運送法(昭和26年法律第183号)の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するとともに、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号)第6条第1項の規定に基づく<u>地域公共交通総合連携計画及び地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(平成23年3月30日国総計第97号)</u>の規定に基づく生活交通ネットワーク計画の作成に関する協議及び実施に係る連絡調整を行うため、中間市地域公共交通会議(以下「交通会議」という。)を設置する。</p> <p>(協議事項)</p> <p>第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 生活交通の<u>あり方</u>一般に関する事項</p> <p>(4) 生活交通ネットワーク計画の策定及び変更に関する事項</p> <p>(5) <u>地域公共交通総合連携計画</u>の策定及び変更に関する事項</p> <p>(6) <u>地域公共交通総合連携計画等</u>の実施に係る連絡調整に関する事項</p> <p>(7) <u>地域公共交通総合連携計画等</u>に位置付けられた事業の実施に関する事項</p> <p>(8) (略)</p>

(事務局)

第7条 交通会議の業務を処理するため、交通会議の事務局を総合政策部住宅都市交通対策課に置く。

2 事務局に関し必要な事項は、市長が必要に応じて別に定める。

(監査)

第8条 交通会議は、監査委員を置くものとし、その定数は、2人以内とする。

2・3 (略)

(財務に関する事項)

第9条 交通会議の予算編成、現金の出納その他財務に関する事項は、市長が必要に応じて別に定める。

(幹事会)

第10条 交通会議は、次に掲げる事項を協議し、又は調整するため、必要に応じて、幹事会を設置する。

(1) (略)

(2) 既に実施している地域の需要に即した乗合運送サービス事業で、事業計画(大規模な休廃止等を除く。)の変更その他必要と認められる措置の変更

(3) (略)

2～6 (略)

附 則(平成26年12月17日告示第167号)
この要綱は、平成26年12月19日から施行する。

(事務局)

第7条 交通会議の業務を処理するため、交通会議に事務局を置く。

2 事務局は、総合政策部住宅都市交通対策課に置く。

(監査)

第8条 交通会議は、監査委員を2人置くことができる。

2・3 (略)

(財務に関する事項)

第9条 交通会議の予算編成、現金の出納その他財務に関する事項は、会長が必要に応じて別に定める。

(幹事会)

第10条 交通会議は、次に掲げる事項を協議し、又は調整するため、必要に応じて、幹事会を設置する。

(1) (略)

(2) 既に実施している地域の需要に即した乗合運送サービス事業で、事業計画(ただし、大規模な休廃止等を除く。)の変更その他必要と認められる措置の変更

(3) (略)

2～6 (略)

メモ欄